

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

令和5年度

佐賀県監査委員

令和6年2月7日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により佐賀県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年12月4日

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	宮原 真一

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1-1	財政的援助団体関係	
	【団体に対するもの】	
	医療法人公和会（医務課）	1
	【所管課に対するもの】	
	医務課（医療法人公和会）	1
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	2
2-1	各団体に対するもの	
	【財政的援助団体】	
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（医務課）	2
	学校法人星生学園（法務私学課 私立中高・専修学校支援室）	3
	学校法人旭学園（法務私学課 私立中高・専修学校支援室）	3
	NPO法人WeD（さが創生推進課）	4
	一般社団法人佐賀県介護福祉士会（長寿社会課）	5
	学校法人鳥栖学園（こども未来課）	5
	医療法人社団真仁会（医務課）	6
	塩田東部土地改良区（農地整備課）	6
	独立行政法人日本貿易振興機構佐賀貿易情報センター（流通・貿易課）	7
	【出資団体】	
	なし	
	【公の施設の指定管理者】	
	株式会社 VILLAGE INC（MIGAKI チーム）	9
	〔公の施設名称：佐賀県波戸岬海浜公園〕	
	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会（障害福祉課）	
	〔公の施設名称：佐賀県聴覚障害者サポートセンター〕	9
2-2	各所管課・関係課に対するもの	
	【財政的援助団体関係】	
	法務私学課 私立中高・専修学校支援室 （学校法人星生学園、学校法人旭学園）	10
	さが創生推進課（高島島づくり実行委員会、NPO法人WeD）	12

港湾課（佐賀県伊万里港振興会）	15
SAGAスポーツピラミッド推進グループ（株式会社サガン・ドリームス）	16
医務課（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、医療法人真仁会）	17
長寿社会課（学校法人旭学園、一般社団法人佐賀県介護福祉士会）	18
こども未来課（学校法人鳥栖学園）	20
ものづくり産業課 コスメティック構想推進室 （一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター）	21
流通・貿易課（独立行政法人日本貿易振興機構）	21
農地整備課（塩田東部土地改良区）	23

【出資団体関係】

なし

【公の施設の指定管理者関係】

障害福祉課

（社会福祉法人ライトハウス[佐賀県立視覚障害者情報・交流センター]、
一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会 [佐賀県聴覚障害者サポートセンター]）

..... 24

【関係課関係】

財政課

（高島島づくり実行委員会 [所管課：さが創生推進課]、
株式会社サガン・ドリームス[所管課:SAGA スポーツピラミッド推進グループ]）

..... 26

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1-1 財政的援助団体関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	医療法人公和会
所 管 課	医務課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>実績報告書において、補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 13,664,000 円</p> <p>補助対象経費 補助金額</p> <p>(正) 782,673,795 円 391,336,000 円</p> <p>(誤) 810,000,000 円 405,000,000 円</p> <p>(差額) 27,326,205 円 13,664,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和6年3月4日付けで補助金実績報告書を再提出した。</p> <p>この補助金実績報告書に基づき、県から令和6年3月5日付けで訂正した金額で補助金の額の確定を受けた。</p> <p>(訂正後の確定補助金額 391,336,000 円)</p> <p>超過交付された補助金は、令和6年3月29日に返還した。</p> <p>(返還補助金額 13,664,000 円)</p> <p>今後は、補助金申請に係る書類のダブルチェックを徹底する。</p>

【所管課に対するもの】

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	医療法人公和会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象外経費である外構工事費を補助対象経費として算入した実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 13,664,000 円</p> <p>補助対象経費 補助金額</p> <p>(正) 782,673,795 円 391,336,000 円</p> <p>(誤) 810,000,000 円 405,000,000 円</p> <p>(差額) 27,326,205 円 13,664,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和6年3月4日付けで補助金実績報告書の再提出があったため、この補助金実績報告書に基づき、確定補助金額の訂正を行った。</p> <p>(訂正後の確定補助金額 391,336,000 円)</p> <p>過大に交付した補助金は、令和6年3月29日に返還された。</p> <p>(返還補助金額 13,664,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金事務の審査を徹底する。 令和6年4月1日付けで補助金交付要綱の改正を行った。 <p>(経費所要額精算書等において、総事業費と補助対象事業費を区分するために、補助対象事業費を記載する欄を設けた。)</p>

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

【財政的援助団体】

監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
所 管 課	医務課（医療人材対策室）
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定について、以下の誤りがあった。</p> <p>① 人件費の算定方法（按分計算の方法）の誤り</p> <p>補助対象経費である給与費の実支出額算定における按分計算で、按分割合については分母が年間勤務日数、分子がドクターヘリ業務従事日数となるところ、分子の数値が出勤回数となっていた。</p> <p>1日に複数回出勤するケースが存在することから、結果として、補助対象経費が過大に報告されていた。</p> <p>② 人件費に係る表計算ソフトの不適切な取扱いによる集計誤り</p> <p>補助対象経費である給与費を表計算ソフトで集計する際、集計に含めるべきではない金額が入力された行が非表示となっていたため、当該行の金額を誤って集計に含めていた他、一部の数値に誤りがあった。これにより、給与費の金額が過大に算定され、補助対象経費が過大に報告されていた。</p> <p>補助対象経費 (正) 11,293,035 円 (誤) 14,588,953 円 (差額) 3,295,918 円</p> <p>差額の内、</p> <p>①の影響による金額：2,559,637 円 ②の影響による金額：736,281 円</p> <p>なお、実支出額が基準額を上回っていることから、当該過大報告は補助金額には影</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 按分割合について、分子はドクターヘリ業務従事日数に修正した。今後は複数人で確認することとした。</p> <p>○ 前年度に使用したエクセルシートに上書きせず、毎年度新たなシートで集計することとし、あわせて集計後は複数人で確認を行うこととした。</p>

響していない。	
---------	--

監 査 対 象 団 体	学校法人星生学園
所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監 査 執 行 年 月 日	令和5年8月29日
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県私立学校施設整備費補助金（令和3年度）関係】</p> <p>（1）補助事業に係る財産の処分に関し、適正でないものがあった。</p> <p>団体は、補助事業により整備した施設に、手続上必要と規定されている知事の承認を得ず、かつ不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>○ 根抵当権の債権範囲を特定するために、金融機関と協議し、元本確定の手続きを行い、県に財産処分承認申請を提出し、令和6年3月18日付けで承認を受けた。</p> <p>○ 今後、補助事業の実施にあたっては、交付の条件を十分に確認し、遵守するよう徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園
所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）、長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月11日
<p>（監査の結果）</p> <p>【佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金関係】</p> <p>（1）補助金交付申請書の提出期限経過後に交付申請書を提出していた。</p> <p>補助金交付要綱に基づき設定された補助金交付申請書の提出期限の経過後に、交付申請書を提出していた。</p> <p>【佐賀県内介護事業所と留学生とのマッチング事業費補助金関係】</p> <p>（2）補助対象経費の支出手続で不適切な事務処理があった。</p> <p>補助金交付要綱に従えば入札によるべきであった下記①の取引に係る契約先選定において、入札を実施していなかった。</p> <p>また、下記②の取引について、補助金交付要綱において随意契約によることが</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>○ 補助金の申請期限を複数の職員で共有するとともに、補助金進行管理表を作成して進行管理を行うこととし、再発防止に努める。</p> <p>○ 今後、補助金交付要綱に則り、適正な執行に努める。</p>

<p>可能とされているが、契約先の選定に当たって2者以上による見積り合わせを実施しなければならないところ、見積書を徴取せずに単一業者との随意契約を行っていた。</p> <p>① 留学生と県内介護事業所のマッチングに係る委託（単価契約） 年間推定金額 100,000 円（単価） ×20 人（留学生数）=2,000,000 円</p> <p>② 留学生募集PR動画の作成委託 予定価格 400,000 円</p>	
---	--

監 査 対 象 団 体	N P O 法 人 W e D
所 管 課	さ が 創 生 推 進 課
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 6 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の添付書類に不備があった。</p> <p>実績報告書の添付書類として所管課に提出された委託業務に係る証拠資料に、後日確認できたものの以下の不備があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の選定理由書における契約日が、県の事前着手承認期間より前の日付になっていた。(契約書や請書が作成されておらず、当該選定理由書が契約日を確認できる唯一の書類であった。また、業務委託仕様書によれば、委託業務の開始時期は契約日とされていた。) ・ 業務委託仕様書記載の業務の一部が、完了報告書に記載されていなかった。 ・ 請求書の日付が完了報告書の業務完了日より前の日付となっていた。 <p>これらの書類は、受託業者が団体に提</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、十分に精査し同様の誤りが生じないよう努める。</p>

出したものであるが、不備の箇所は容易に発見可能なものであり、証拠資料については内容を確認の上、適正な資料を提出するよう留意されたい。	
--	--

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県介護福祉士会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月19日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護職員キャリア研修事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助対象経費のうち団体の会員に対する報償費について、過大な金額を計上し、補助金を過大受給していた。</p> <p>補助対象経費（関係部分のみ）</p> <p style="padding-left: 40px;">(正) 24,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 570,240 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額＝過大受給額) 546,240 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年11月13日に、実績報告書（訂正）を再提出し、過大受領した補助金について返還手続きを行った。</p> <p>今後は、団体の規程に則り、適正な執行に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人鳥栖学園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月12日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に、本務教員の勤務月数や処遇改善手当等の金額を誤って実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p>補助金額 (正) 33,300,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 33,509,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額) 209,000 円</p> <p>(2) 補助事業に要する経費の算定に誤りが</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書を令和5年6月7日に再提出し、令和5年6月9日に額の確定を受け、過大受領分は令和5年6月22日に返納した。今後の再発防止にあたり、園長と理事長で二重で確認しチェック機能を強化させ、基準額の算定を適切に行うようにする。</p> <p>○ 実績報告の際、申請時からの変更が生じ</p>

<p>あった。</p> <p>補助事業に要する経費は、人件費支出や経費支出の合計額から市町等補助金収入を差し引いて算定するところ、実績報告において以下の誤りがあった。なお、当該誤りによる補助金額への影響はなかった。</p> <p>① 人件費支出について、実績報告書には決算見込み額を記載すべきところ、予算額を記載していた。</p> <p>② 市町等補助金収入に教育支援体制整備事業費交付金が含まれていなかった。</p>	<p>ていないか改めて確認するとともに、経費の算定を適切に行うようにする。</p>
---	---

監 査 対 象 団 体	医療法人社団真仁会
所 管 課	医務課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年6月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県回復機能病床整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る財産の処分に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業により整備した施設に対する抵当権の設定には知事の承認が必要な旨補助金交付要綱に明記されているにもかかわらず、当該医療法人社団は、知事の承認を得ず、かつ抵当権及び不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 根抵当権については、令和5年10月31日に解除した。</p> <p>○ 令和6年3月6日付けで施設への抵当権設定の承認申請書を県へ提出した。</p> <p>抵当権については、令和6年3月8日付けで承認された。</p>

監 査 対 象 団 体	塩田東部土地改良区
所 管 課	農地整備課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年8月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付決定後に補助事業の内容を変更するに当たり、交付要綱に定められた県の承認を受けていなかった。</p> <p>補助金の交付決定は、補助金交付申請書記載の事業内容に対して行われており、事業内容を変更する場合は原則とし</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 再発防止のため、補助金交付要綱に基づき適正な事務の執行に努める。</p>

<p>て当該変更について補助金交付者の承認を得る必要がある。当該補助制度上、交付要綱が定める「軽微な変更」については当該承認が不要とされているが、本件はそれに該当せず、事業内容の変更に係る承認を受ける必要があった。</p> <p>補助金交付申請時の事業量（計画） ：制水門 1 箇所、用水施設 2 箇所の整備</p> <p>実績報告書における事業量（実績） ：制水門 2 箇所、用水施設 5 箇所の整備</p> <p>本補助金に係る交付決定は、制水門 1 箇所及び用水施設 2 箇所の整備に係る経費に対してのみなされており、変更承認なく追加で実施した箇所に係る経費については、原則として補助対象とならない。</p>	
---	--

監 査 対 象 団 体	独立行政法人日本貿易振興機構
所 管 課	流通・貿易課
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 6 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【日本貿易振興機構佐賀貿易情報センター運営負担金関係】</p> <p>(1) 県及び独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が締結した協定には、協定書の記載内容に変更があった場合、新たな協定を締結する旨規定されているにもかかわらず、協定を締結していなかった。</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日付けで県及び機構が締結した協定の第 4 項には「別紙の記載内容（注：機構佐賀貿易情報センターの運営経費の負担割合等）に変更が生じた場合、本協定書を無効とし、新たに協定を締結するものとする。」と規定されている。しかし、平成 30 年 6 月に同センター</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県との新たな協定書を令和 5 年 11 月 1 日付けで締結した。</p>

<p>の運営経費の負担割合等に変更があったにもかかわらず、県及び機構は、新たな協定を締結していなかった。</p> <p>【経費の負担割合】</p> <p>○平成 26 年 4 月締結の協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借館料 原則として機構と県とで折半。ただし、1,597 千円まで全額機構の負担とし、機構の負担額は 3,194 千円を上限。 ・人件費 同センターの所長 1 名分は機構が負担。所員 1 名分は県が負担。 ・事務諸費 県が 472 千円まで負担。左記金額を超過する額は機構が負担。 ・事務所運営強化促進費 県が負担（682 千円）。 <p>○平成 30（2018）年 6 月の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的活動経費（人件費、管理費（事務諸費、事務所運営強化促進費）及び借館料）の半額以上を県が負担。 	
--	--

【公の施設の指定管理者】

監 査 対 象 団 体	株式会社VILLAGE INC
所 管 課	MIGAKIチーム
監 査 執 行 年 月 日	令和5年11月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県波戸岬海浜公園）関係】</p> <p>(1) 備品の管理で不適切なものがあった。</p> <p>指定管理者が所有する備品（パソコン）を指定管理施設に持ち込み、管理運営業務の用に供しているが、指定管理に係る協定書において作成することとなっている管理簿を作成していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理者が所有する備品の管理簿を作成した。今後、適切に管理を行っていく。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和5年7月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県聴覚障害者サポートセンター）関係】</p> <p>(1) 指定管理委託に係る事務で不適切なものがあった。</p> <p>指定管理事業のうち聴覚障害者理解促進事業について、令和4年度事業計画では年12回の講演を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により12回の講演が1回、しかもインターネットでの開催となり、指定管理に係る事業費が減少しているが、県に報告が行われていなかった。</p> <p>指定管理施設の管理運営に係る協定書では、委託料を変更する特別な事情が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、委託料の額を定めることとされているが、当該協議がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、指定管理施設の管理運営に係る協定書に基づき、適切に報告・協議を行うことを徹底する。</p>

2-2 各所管課・関係課に対するもの

【財政的援助団体関係】

所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監 査 対 象 団 体	学校法人星生学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立学校施設整備費補助金（令和3年度）関係】</p> <p>(1) 補助金事務や補助事業に関する団体に対する指導で不適切なものがあつた。</p> <p>借入れに伴う抵当権設定についての所管課による確認及び指導が不十分であつたため、当該学校法人は、補助事業により整備した施設に、手続上必要と規定されている知事の承認を得ず、かつ不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 債権範囲を特定するために根抵当権の元本確定を行い、知事に財産処分承認申請を提出するよう指導し、令和6年3月18日に承認した。</p> <p>○ 今後は、交付申請書の審査で使用するチェックシートに借入金、抵当権設定の項目を追加し、同様の事例が発生しないよう事前確認及び指導を徹底する。</p> <p>○ また、補助金交付要綱に財産処分の制限について、具体的内容を明記する改正を令和6年4月25日に行った。</p>

所 管 課	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書の提出期限経過後に交付申請書を受領していた。</p> <p>補助金交付要綱に基づき設定した補助金交付申請書の提出期限が経過しているにもかかわらず、その事実を看過し補助金交付申請書を受領していた（監査時点まで期限経過後の受領について未認識であつた）。</p> <p>期限を経過して提出された交付申請の受理に当たっては、その取扱いについて、補助制度の目的、補助事業の遂行可能性、補助事業者間の公平性等に照らし問題がないか検討し、慎重に判断する必要があつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 同様の事例が発生しないよう申請書類の確認方法（会計事務チェックシートの活用）について所属内で周知徹底を図つた。</p>

<p>(2) 団体から提出された変更承認申請書について、必要な事務処理を行っていなかった。</p> <p>団体から、当該補助金に係る変更承認申請書が提出されていたが、所管課は、これに対応して実施すべき事務処理を行っていなかった。</p> <p>具体的には、補助事業者が、交付要綱に従い適切に変更承認申請書を提出したにもかかわらず、所管課は、下記「実施すべき事務処理」のうち②及び③の事務を行っていなかった。</p> <p>なお、最終的な補助金交付額は、補助事業の実績報告書に照らして適正な金額となっており、上記事務処理の漏れは補助金額には影響していない。</p> <p>(変更承認申請書提出以降に実施すべき事務処理)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更承認申請書の受領・受理 ② 変更承認申請書の内容を審査し、承認又は不承認を決定 ③ 承認又は不承認の結果を団体に通知 ④ 団体から補助事業の実績報告書を受領 ⑤ 実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定 ⑥ 団体に対し補助金額の確定を通知 ⑦ 団体が既に交付を受けた金額と補助金確定額とに差異がある場合、追加交付又は返還により最終的な交付額と補助金確定額とを一致させる 	<p>○ 同様の事例が生じないよう今回の指摘内容及び必要な事務処理についてフロー図を作成し、要因と対応策を明らかにし職員への周知徹底を図った。</p>
---	---

所 管 課	さが創生推進課
監 査 対 象 団 体	高島島づくり事業実行委員会ほか4団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【島のおもてなし推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>① 補助対象経費が消費税法上の課税仕入に該当し、かつ補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者である可能性があったにもかかわらず、補助金交付要綱において仕入税額控除に関する取扱いが規定されていなかった。</p> <p>② 補助金交付要綱における補助率について、10/10と表記すべきところ、定額と表記されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、同様の誤りが生じないように、補助金交付要綱作成の際には、「補助事業チェックリスト」を活用し、内容に不備が無いかをチェックするとともに、起案文書に添付することにより、担当者だけでなく、決裁ラインにおいても確認を徹底するよう改善を行う。</p>

所 管 課	さが創生推進課
監 査 対 象 団 体	NPO法人WeD
<p>(監査の結果)</p> <p>【さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分なものがあった。</p> <p>以下の経費について、後日確認できたものの証拠資料の不備を見落としのまま交付金対象経費として認めていた。</p> <p>【経費の概要】</p> <p>経費の種類：委託費</p> <p>委託先：A氏（個人）</p> <p>委託内容：①居場所カフェの運営 ②イベント開催に関するコンサル指導</p> <p>委託料：960,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査においては、「補助事業チェックリスト」を活用し、同様の誤りが生じないように十分に確認を行う。</p>

【証拠資料の不備】

・ 随意契約の選定理由書における契約日が、県の事前着手承認期間より前の日付になっていた。(契約書や請書が作成されておらず、当該選定理由書が契約日を確認できる唯一の書類であった。また、業務委託仕様書によれば、委託業務の開始時期は契約日とされていた。)

・ 業務委託仕様書記載の業務の一部が、完了報告書に記載されていなかった。

・ 請求書の日付が、完了報告書の業務完了日より前の日付となっていた。

上記の不備は、実績報告書の審査において、その経費が対象経費に該当するか否かや、経費の実在性を確認するための基本的な項目に係るものである。さらに、当該経費は『取引相手が団体の創設メンバーで、交付事業開始前に団体を離脱した者』、『ソフト業務の委託』、『事業完了報告書に詳細な記載がない』といった多くのリスク要因が存在し、審査上注意を要する経費であった。それにもかかわらず、実績報告書の審査において上記の不備を見落としていたことは、補助金等交付者に求められる注意義務を十分に果たしていたとはいえず、不適切である。

(2) 交付金事務に関し、適正でないものがあつた。

所管課は、団体からの交付金事務に関する相談に対し不適切な対応を行い、支払の事実が認められない経費を交付金対象経費として認めていた。(6月29日支払確認済)

上記(1)の経費について、団体は、資金不足から、委託料の支払を「当該委託先から借り入れる形」で事務処理する

○ 今後は、団体からの相談に対しては、より適切かつ丁寧に行う。

対象経費の適否の判定においては慎重に行う。

ことが可能であるか所管課に相談した。

これに対し、所管課は、「委託先から借り入れる形」による事務処理でも問題ない旨及び当該借入取引を出納簿等に記録すべき旨回答した。

これを受けて、団体が実際に行った処理は以下のとおり。

現金等の授受：なし

金銭貸借契約書等の作成：なし

返済期限：定めていない

借入利息：定めていない

帳簿記録：令和5年3月31日付けで費用及び借入金を計上

関連資料：令和5年3月31日付けの領収証あり

団体が、所管課からの回答に基づいて行った上記の取扱いは、同一の債務の勘定科目上の操作に過ぎず、対象経費の実質的な支払があったとは認められない。

さらに、当該未払は団体の資金不足を原因として生じたものとのことであるが、令和5年5月29日に当該委託料（960,000円）の金額を超える交付金（1,332,000円）が精算交付されていた。つまり、少なくともその時点で委託料の支払が可能であったにもかかわらず、当該資金によって団体は役員からの借入金（1,250,000円）の弁済を行っており、当該委託料の実質的な未払状態が監査時点（令和5年6月28日）まで継続していた。

このような不適切な状況が生じた原因は、所管課が、

○団体からの相談に対し、実績報告の時点で支払の事実を確認できない経費を対象経費として認めた点

○上記の対象経費について、事後的に

<p>報告を求めるなど、最終的な支払の事実を確認しなかった点にある。</p> <p>所管課は、個々の経費の性質に応じ適切に審査を行い、対象経費としての適否の判定を行われたい。</p>	
---	--

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	佐賀県伊万里港振興会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県伊万里港コンテナ貨物助成事業負担金関係】</p> <p>(1) 負担金交付要綱の改正の検討を要するものがあった。</p> <p>団体は、令和4年3月に伊万里港を利用して輸出を行った業者に対し令和4年度補助金を交付しており、県は、同補助に対し令和4年度負担金を交付している。</p> <p>団体の補助金交付要綱には、事業対象期間が令和4年3月1日から令和5年2月28日であると規定されているが、県負担金の交付要綱には事業対象期間が規定されていないため、過年度（令和3年度）である令和4年3月の輸出に係る補助金に対し令和4年度負担金を交付する根拠が明らかでない。</p> <p>県負担金交付要綱に事業対象期間を規定することを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業対象期間を明記することとして令和6年度の県負担金交付要綱を作成し、令和6年4月に施行した。</p>

所 管 課	S A G Aスポーツピラミッド推進グループ
監 査 対 象 団 体	株式会社サガン・ドリームス
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP競技伴走育成交付金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>当該補助事業の対象事業者は、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」と記載する）の課税事業者が含まれるにもかかわらず、補助金交付要綱に仕入税額控除に関する規定が設けられていなかった。</p> <p>団体が補助対象経費に係る消費税等について仕入税額控除を受けた場合、当該控除額については団体に経済的負担が生じないため、経費補助における対象経費として認めることは不適切である。従って、対象団体が、消費税等の課税事業者である可能性があり、かつ補助対象経費に消費税等の課税仕入に該当するものが含まれる場合には、交付要綱において仕入税額控除に関する取扱いを規定する必要があった。</p> <p>本件では、補助事業者は、上記の不適切な交付要綱に従い、補助対象経費を税込の金額で申請し、また当該経費について仕入税額控除を受けていた。これに対し、所管課は、当該仕入税額控除相当額を補助対象経費として補助金を交付しており、実質的に過大交付となっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 仕入税額控除に関して規定した補助金交付要綱に改正し、令和5年10月2日付けで関係団体に通知した。</p> <p>なお、本件においては、未提出の交付対象事業があり、その事業が追加提出されたため、再審査の結果、過大交付とはなっていない。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ドクターヘリ運航事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象経費の実支出額の算定方法等の誤りにより、過大な補助対象経費が記載された実績報告書について、当該記載誤りを看過し受理していた。</p> <p>当該事象の原因は、所管課が、実績報告書の審査において、算定の根拠となる帳票を確認せず、団体の作成した集計結果のみに基づいて審査していたことによる。</p> <p>補助対象経費</p> <p>(正) 11,293,035 円</p> <p>(誤) 14,588,953 円</p> <p>(差額) 3,295,918 円</p> <p>なお、実支出額が基準額を上回っていることから、当該記載誤りは補助金額には影響していない。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 課内において今回の指摘内容を周知した。今後は、実績報告書の審査について、積算方法や考え方など詳細に確認するなど補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	医療法人社団真仁会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金（令和3年度分）関係】</p> <p>(1) 補助事業に関し、団体に対する指導で不適切なものがあった。</p> <p>借入れに伴う抵当権等設定についての所管課による確認及び指導が不十分であったため、補助事業により整備した施設に対する抵当権の設定には知事の承認が必要な旨補助金交付要綱に明記されてい</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和6年3月6日付けで施設への抵当権設定の承認申請書が提出された。</p> <p>抵当権については、令和6年3月8日付けで承認した。</p> <p>根抵当権については、令和5年10月31</p>

<p>るにもかかわらず、当該医療法人社団は、知事の承認を得ず、かつ抵当権及び不特定の債権を担保する根抵当権を設定していた。</p>	<p>日に解除されたことを確認した。</p> <p>今後は、補助事業を行う団体に対し指導を徹底するとともに補助事業完了後（概ね1年後）、登記簿謄本の提出を求める。</p>
---	---

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県内介護事業所と留学生とのマッチング事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>団体は、補助金交付要綱に従えば入札によるべきであった下記①の取引に係る契約先選定において、入札を実施していなかった。</p> <p>また、下記②の取引について、補助金交付要綱において随意契約によることが可能とされているが、契約先の選定に当たって2者以上による見積り合わせを実施しなければならないところ、見積書を徴取せずに単一業者との随意契約を行っていた。</p> <p>所管課は、団体のこれら不適切な事務処理を看過していた。</p> <p>①留学生と県内介護事業所のマッチングに係る委託（単価契約） 年間推定金額 100,000円（単価）×20人（留学生数） ＝2,000,000円</p> <p>②留学生募集PR動画の作成委託 予定価格 400,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、実績報告書の審査において、追加で関係資料を取り寄せるなど補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県介護福祉士会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護職員キャリア研修事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>補助対象経費のうち団体の会員に対する報償費について、過大に補助対象経費が算定された実績報告書を十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、補助金を過大交付していた。</p> <p>補助対象経費 (関係部分のみ)</p> <p>(正) 24,000 円</p> <p>(誤) 570,240 円</p> <p>(差額=過大交付額) 546,240 円</p> <p>(2) 補助対象経費の認定について検討を要するものがあつた。</p> <p>団体は、補助事業に係る事務作業に従事した役員に対する人件費を補助対象経費に含めており、所管課はそれを承認していた。</p> <p>また、本件では、当該人件費の根拠となる規程等も存在しなかつた。</p> <p>このような状況において、役員人件費を補助対象経費として認めるのであれば、所管課は、県民に対する説明責任を果たすため、その根拠を適切に整理することを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年11月13日付けで、実績報告書(訂正)を受領し、速やかに額の再確定を行い、過大補助金の返還を受けた。</p> <p>今後、実績報告書の審査については、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>○ 今後、人件費を補助対象経費に含む補助金の審査にあたっては、算定根拠の確認を行い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>また、当該団体に対しては、人件費の根拠となる規程等の整備を検討するよう指導を行った。</p> <p>なお、規程等は令和6年6月6日に開催された総会において整備された。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人鳥栖学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に、本務教員の勤務月数や処遇改善手当等の金額が誤って集計された実績報告書を受領し、補助金額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>補助金額 (正) 33,300,000 円 (誤) 33,509,000 円 (差額=過大交付額) 209,000 円</p> <p>(2) 補助金事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、人件費支出と市町等補助金収入の算定を誤り、補助事業に要する経費が誤って記載された実績報告書を受領していた。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の記載に是正すべき点があった。</p> <p>補助金を算定するに当たり、佐賀県私立幼稚園運営費補助金交付要綱第4条の補助事業に要する経費と第5条の定員内園児数等により算定される基準額のいずれか低い額を補助金額としているが、このことが補助金額算定に係る同要綱第5条の条文に記載されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査の際には、添付された給与台帳等により基準額の算定を適切に行うようにする。なお、過大交付された補助金は令和6年6月22日に県に返還された。</p> <p>○ 補助事業にかかる対象経費の算定に当たっては、適切に算定しているか確実に審査する。</p> <p>○ 令和5年11月13日付けで補助金交付要綱の改正を行い、同日付けの文書にて各学校法人あて通知した。</p>

所 管 課	ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）
監 査 対 象 団 体	一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター
<p>（監査の結果）</p> <p>【一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター運営費負担金関係】</p> <p>（1）負担金交付要綱で見直しを検討すべきものがあつた。</p> <p>負担金事業者は展示会への出展事業で、出展ブース代金及びエントリー代金として計1,034,000円を支出し、この支出全額を対象経費として、県、唐津市及び玄海町（以下「県等」という。）が負担金を交付している。</p> <p>負担金事業者は、展示会に出展する事業者3者から出展ブース代金及びエントリー代金の一部、計330,000円を参加料として徴収しており、その結果、県等は、負担金事業者が負担した額（1,034,000円から330,000円を差し引いた額）以上の負担金を交付している。</p> <p>負担金事業者の実質的な経済的負担額が県負担金の対象経費となるよう、負担金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>○ 負担金事業者の実質的な経済的負担額が県負担金の対象経費となるよう、負担金交付要綱を改正し、団体へ通知した。</p>

所 管 課	流通・貿易課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人日本貿易振興機構
<p>（監査の結果）</p> <p>【日本貿易振興機構佐賀貿易情報センター運営負担金関係】</p> <p>（1）県及び独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）が締結した協定には、協定書の記載内容に変更があつた場合、新たな協定を締結する旨規定されているにもかかわらず、協定を締結していなかつた。</p> <p>平成26年4月1日付けで県及び機構が</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>○ 独立行政法人日本貿易振興機構佐賀貿易センターとの新たな協定書を令和5年11月1日付けで締結した。</p>

締結した協定の第4項には、「別紙の記載内容（注：機構佐賀貿易情報センターの運営経費の負担割合等）に変更が生じた場合、本協定書を無効とし、新たに協定を締結するものとする。」と規定されている。しかし、平成30年6月に同センターの運営経費の負担割合等に変更があったにもかかわらず、県及び機構は、新たな協定を締結していなかった。

【経費の負担割合】

- 平成26年4月締結の協定
 - ・借館料
原則として機構と県とで折半。
ただし、1,597千円までは全額機構の負担とし、機構の負担額は3,194千円を上限。
 - ・人件費
同センターの所長1名分は機構が負担。
所員1名分は県が負担。
 - ・事務諸費
県が472千円まで負担。左記金額を超過する額は機構が負担。
 - ・事務所運営強化促進費
県が負担（682千円）。
- 平成30（2018）年6月の変更
 - ・基礎的活動経費（人件費、管理費（事務諸費、事務所運営強化促進費）及び借館料）の半額以上を県が負担。

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	塩田東部土地改良区
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>団体は、補助金交付決定後に補助事業の内容を変更するに際し、交付要綱に定められた県の承認を受けていなかった。</p> <p>このことについて所管課は、</p> <p>① 事業年度中に是正の機会があったにもかかわらず、看過していた。</p> <p>事業年度中に団体から提出された繰越申請には、事業実施状況に係る情報が記載されており、それと補助金交付申請時の事業計画とを突合すれば、事業内容に変更が生じていることを発見・是正できたにもかかわらず、看過していた。</p> <p>② 未承認の追加実施事業を含めた実績報告書を受理していた。</p> <p>当該補助金の額の確定（監査時点では未確定）の根拠となる実績報告書について、事業内容が補助金交付申請時の事業計画と異なるにも関わらず受理していた。計画にない実施事業については、補助金交付決定の範囲外であることから、実績報告書を受理する前に是正を促す必要があった。</p> <p>交付申請時の事業内容（計画）： 制水門1箇所、用水施設2箇所の整備</p> <p>実績報告書の事業内容（実績）： 制水門2箇所、用水施設5箇所の整備</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 所轄の農林事務所と農地整備課で適正な事務処理を行うよう、改めて確認した。また、再発防止のため、所轄の農林事務所です事業の執行状況を日頃から確認することと併せて、所轄の農林事務所と農地整備課での補助金事務関係のチェックを強化する。</p>

【公の施設の指定管理者関係】

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀ライトハウス
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県立視覚障害者情報・交流センター関係）】</p> <p>(1) 指定管理事業報告に係る事務手続で不適切なものがあった。</p> <p>佐賀県立視覚障害者情報・交流センターの管理運営に係る協定書には、県は、指定管理者から事業報告を受理したときは、その内容を確認し、その結果を公表しなければならない旨規定されているが、公表していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理者からの事業報告について令和6年1月31日に公表した。</p> <p>○ 今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県聴覚障害者サポートセンター）関係】</p> <p>(1) 指定管理委託に係る事務で不適切なものがあった。</p> <p>指定管理事業のうち聴覚障害者理解促進事業について、令和4年度事業計画では年12回の講演を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により12回の講演が1回、しかもインターネットでの開催となり、指定管理に係る事業費が減少していたが、県はこのことを把握していなかった。</p> <p>指定管理施設の管理運営に係る協定書では、委託料を変更する特別な事情が生じた場合は、県と指定管理者が協議の</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理による事業について事業目的が達成されるよう適切に履行管理を行っていく。</p> <p>○ 今後、事業内容や事業量に変更が生じることが想定される場合は、指定管理施設の管理運営に係る協定書に基づき、指定管理者に対し事前の変更協議を求めることを徹底する。</p>

<p>上、委託料の額を定めることとされている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行という特別な事情により、事業内容や事業量に変更が生じることが想定されていたにもかかわらず、指定管理業務の十分な確認が行われず、協定書に定める変更協議がなされていなかった。</p>	
---	--

【関係課関係】

<p>所 管 課</p>	<p>財政課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>高島島づくり実行委員会、株式会社サガン・ドリームス</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【島のおもてなし推進事業費補助金（所管課：さが創生推進課）、SSP競技伴走育成交付金（所管課：SAGAスポーツピラミッド推進グループ）関係】</p> <p>(1) 補助金等事務の適正化について、検討を要するものがあつた。</p> <p>所管課が補助金等の交付要綱を策定する際、仕入税額控除に関する規定の要否を適切に判断できるよう、対策を講じることを検討されたい。</p> <p>補助金等の大部分は、団体が補助事業に費やした経費の金額に対応して補助金等の金額が決定される。(一般例：補助対象経費の金額×補助率＝補助金額)</p> <p>ここで、補助対象経費の金額は、団体に生じた経済的負担の金額であるべきところ、補助対象経費に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)が含まれ、かつ当該消費税等について仕入税額控除を受けた場合、当該仕入税額控除額分については団体に経済的負担が生じないため、以下(ア)又は(イ)のような方法で補助金等の金額を調整する必要がある。</p> <p>(ア) あらかじめ、補助対象経費から仕入税額控除を受ける消費税等の金額を除く。</p> <p>(イ) 団体において補助対象経費に係る仕入税額控除額が確定した後、県に対しそれを報告させ、必要に応じて対応する補助金等の金額を返還させる。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について適正な取扱いの徹底を図るため、補助金等交付要綱準則の一部を改正し、庁内に周知を図つた(令和6年3月29日付け財第1999号 総務部長通知)。</p>

ここで、佐賀県補助金等交付規則を所管する財政課では、補助金等における仕入税額控除の取扱いの適正化を図るため、以下のような措置を行っている。

○ 全庁向け通知文による注意喚起

平成 24 年監査年度定期監査結果及び平成 25 年度財政的援助団体等監査結果を受け発出された「補助金等に係る予算の執行の適正化について」（平成 26 年 3 月 28 日付け財第 1883 号 財務課長通知）において、仕入税額控除の適正な取扱いを促している。

○ 「補助事業チェックリスト」における
チェック項目の設定

補助事業を実施する際に使用する「補助事業チェックリスト」（庁内イントラネット上に掲載）において、補助金交付要綱作成に係る確認事項として、仕入税額控除の取扱いに関する規定の要否の検討をチェック項目に組み込んでいる。

しかし、今年度の財政的援助団体等監査において、補助金等交付要綱に仕入税額控除に関する規定を設けるべきであるにもかかわらず、設けられていなかった事例が 2 件発見され、また同様の事例が過年度の同監査においても散見されている。

先述の措置にもかかわらず、補助金等事務における不適切な取扱いが散見されていることや、インボイス制度の導入により課税事業者の増加が予想される状況を踏まえ、財政課においては、例えば消費税の基本的な考え方と、それに対応した仕入税額控除規定の必要性を学習する機会を創出する（通知、庁内イントラネット掲示板への掲示、研修等）などの方

<p>法により、職員が補助金等における仕入税額控除の取扱いに関する判断を適切に行うことができるよう、対策を講じることを検討されたい。</p>	
--	--